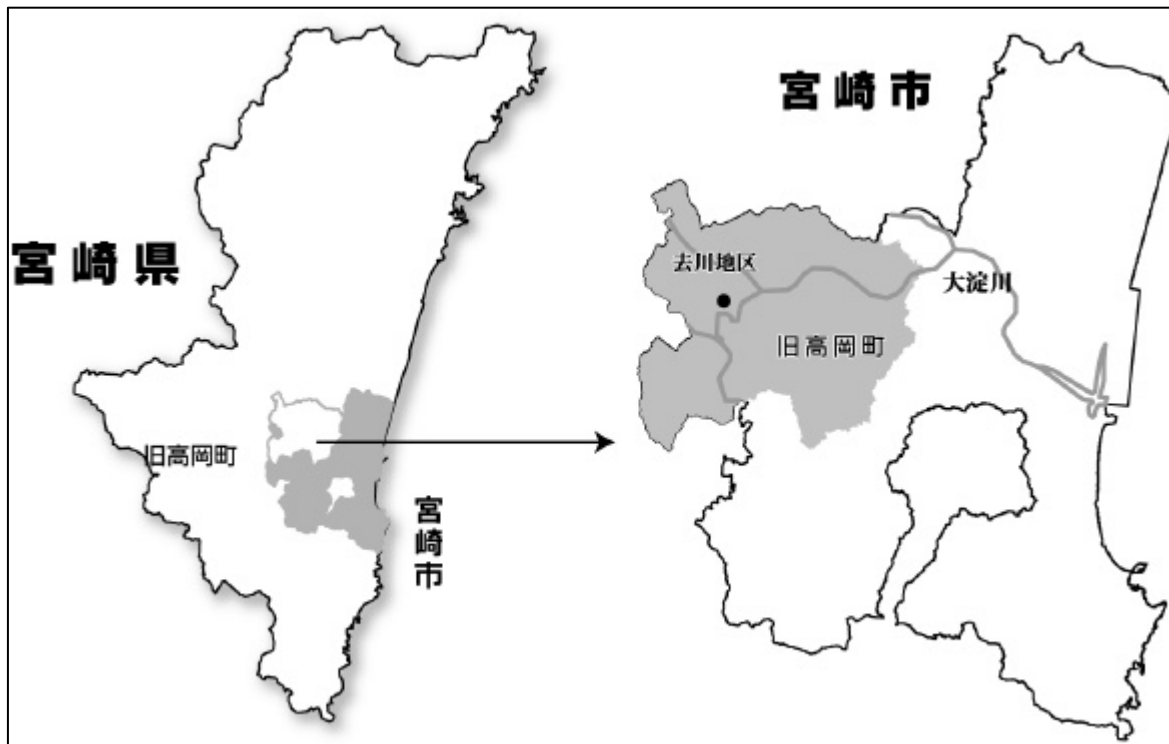


6.宮崎市合併特例区高岡町 去川地区 (宮崎県)

自治体の概要

- ・ 高岡町（たかおかちょう）は、宮崎市の合併特例区の一つで、平成 17 年 12 月 31 日まで宮崎県の中部に存在していた町。古くは郡役所が置かれ、出先機関も集まる東諸県地区の政治の中心だった。
- ・ 平成 18 年 1 月 1 日、宮崎市に編入され、宮崎市の合併特例区となる。 宮崎市：面積 596.80km². 総人口 368,847 人（平成 17 年 12 月 1 日）町の中央を東西に大淀川が流れており、平地部は主に大淀川を挟むように全体的に低めの山地が広がっている。



調査の対象になった自然災害

- ・ 平成 17 年台風 14 号¹⁵による甚大な被害があり、災害救助法適用。大淀川では計画高水位を超えた（台風 14 号全国で 8 水系、11 河川）。避難指示の対象集落は 18 にのぼり、2,426 世帯 5,840 人が避難（9 月 6 日 05：20 発令、9 月 7 日 19:00 解除）。建物の被害は、全壊 304 棟、半壊 540 棟、床上浸水 104 棟、床下浸水 220 棟。

調査の対象となった自治会（去川（さるかわ）地区）

- ・ 旧高岡町において西部に位置し、大淀川流域に点在する 5 つの集落で構成されている。
- ・ 5 つの集落ごとに班長があり、全体の取りまとめ役として公民館長がいる。
- ・ 高岡町全体の被害のうち 6 割（ほか大淀川流域 2 地区で被害）

¹⁵ この台風は、大東島地方に接近してから山陰沖に抜けるまで広い暴風域を維持したまま、比較的ゆっくりとした速度で進んだため、長時間にわたって暴風、高波、大雨が続いた。九州、中国、四国地方の各地で 4 日 0 時からの総雨量が、9 月の月間平均雨量の 2 倍を超え、宮崎県南郷村神門(ミカド)では月間平均雨量の 2.9 倍となる 1,321 ミリに達した。九州、中国、四国と北海道地方の 61 地点ではこれまでの日雨量の記録を更新した。

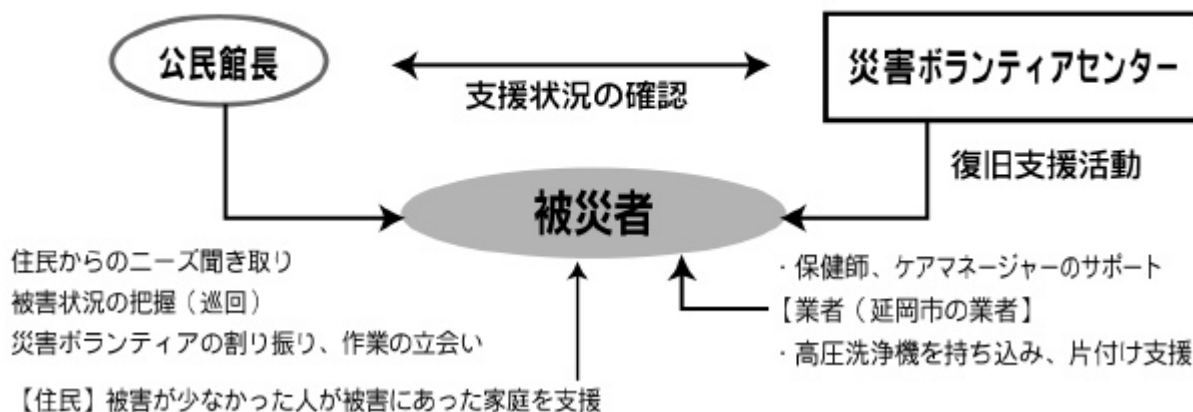
*次ページ写真提供：宮崎市社会福祉協議会高岡支所

平成17年	自治会・被災地域	災害ボランティア、その他の主体
9月5日	【自治会】 ・夕方有線放送を使い、避難を促す（近所が誘い合って自主避難） 【消防団】 ・自主避難を支援	
9月6日	【自治会】 ・避難所持機、安否確認ほか	【町】 避難指示発令 【社協】 避難所への物資配布
9月7日	【公民館長】 ・被害状況を把握するために地域内を回る ・住民からのニーズ聞き取り	【社協】 ・民生委員、ケアマネージャーが調査する ・町と協議し、災害ボランティアセンター開設 ・館長に連絡、ニーズとりまとめの依頼
9月8日～	【公民館長】 ・住民からのニーズ聞き取り ・被害状況の把握（巡回） ・災害ボランティアの割り振り ・作業の立ち会い ・避難所運営のサポート 【住民】 ・被害が少なかった人が被害にあった家庭を支援	【災害ボランティアセンター】 ・災害ボランティアの募集、受付対応 ・物資調達等の災害ボランティア活動支援 ・デイサービス用のバスで派遣 【業者（延岡市の業者）】 ・高圧洗浄機を持ち込み、片付け支援
9月19日	【公民館長】 ・避難所の見守り活動	【災害ボランティアセンター】 ・センター閉鎖 ・個別ニーズに社協が対応

去川地区では、公民館長（自治会長）が、地区内の被害状況の把握、災害ボランティアのニーズ聞き取り、割り振り、巡回、作業の立ち会いなど、一挙に引き受け、切り盛りした。そのため、スムーズな復旧活動を展開することができた。

公民館長は被害の少なかった住民に支援を呼びかけるほか、毎日避難所に必ず顔を出すなど地域住民への配慮を徹底した。





【災害ボランティアとの連携のために自治会が配慮したポイント】

公民館長がボランティアコーディネートをすべて担う

災害ボランティアセンターからの依頼を受けた去川地区の公民館長は、5つの集落で災害ボランティアの支援が必要かどうかの判断をして地域内を回りました。公民館長は大工をしているため、家屋の損傷具体や支援の度合いの判断ができ、被災者の実情にあわせて支援が必要な優先順位をつけることができました。当初は災害ボランティアの支援を受けていいのが戸惑われ、災害ボランティアの支援を断る人が多くいましたが「災害ボランティアを受けて無理せず片付けたらいい」と説得をしてまわりました。

災害ボランティアによる復旧活動の支援は、災害ボランティアセンターと事前に必要な人数や割り振りを調整しておきます。そして地区を訪れる災害ボランティアに地域内のナビゲーションや作業の説明をしました。

ボランティアへの依頼がうまくできない家庭もあったため、作業にも立ち会うようにしました。また、依頼された方の中には床上浸水による家屋の損傷は激しく、いつ天井が崩れてもおかしくない家屋もあったため、やむを得ず作業を取りやめることにしました。「ほかの家屋を片付けてもらっているのになぜ作業をしてもらえないのか」と言う依頼主に「せっかく来ていただいている災害ボランティアが、万が一大きけがをしては活動ができなくなってしまう」と説得しました。

【災害ボランティアとの連携のために自治会が配慮したポイント】

地域のリーダーらしい住民への気配り

災害ボランティアが来ると依頼主も一緒に作業をすることになります。浸水被害のあった家屋では1週間以上作業を続けてもなかなか片付かないところもあり、体調を崩す人も出てくるようになりました。公民館長はそういう人たちは休んでもらえるようあえて災害ボランティアの支援を入れないようにも気遣われました。また、被害のなかった地区内の人に声をかけて、手伝ってもらえるように声をかけて回られました。災害ボランティアの対応をされるだけでなく、公民館長は毎日空いた時間には避難所で暮らす人たちの顔を出すように心がけたそうです。